

## 作業環境測定の評価結果等の労働者への周知に係る現状

### ● 国際状況

#### 【作業環境(空気汚染、騒音及び振動)勧告より抜粋(ILO第156号勧告)】

労働者は作業環境の測定の記録等を利用し得る機会が与えられるべきである

#### 【職場における化学物質の使用の安全に関する勧告より抜粋(ILO第177号勧告)】

労働者及びその代表者は、次の権利を有すべきである

「職場における有害な化学物質の使用による危険性から労働者を保護するために適切な予防措置を使用者と協力してとるため、化学物質の安全に関する情報資料及び他の情報を使用者から得ること」

### ● 国内の制度

#### 【安衛則第22条】(常時50人以上の労働者を使用する事業場)

作業環境測定の結果とその評価に基づく対策の樹立について、衛生委員会の付議事項とされている

#### 【安衛則第23条の2】(常時50人未満の労働者を使用する事業場)

安全衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けることとされている



作業環境測定の評価結果等を労働者へ周知・活用する仕組みを構築し、より効果的な作業環境改善とばく露防止対策を促進することが必要

(平成22年度「労働政策審議会」及び「職場における化学物質管理のあり方検討会報告書」より)